

研究指導 大橋 良生 講師

退職給付会計に対する一考察

横山 愛美

はじめに

昨年、納付者を確定できない国民年金や厚生年金の納付記録があることが明らかにされた。本来受け取れる年金より少ない金額が支給されているのではないかと、年金支給漏れ問題、納付したにも関わらずその証明ができないため納付と認められないケース、いわゆる消えた年金記録、および社会保険職員や地方自治職員による年金横領事件など、年金に関する様々な問題が浮かび上がってきた。これにより年金に対する国民の関心は高まっていると言える。

企業も年金制度と無関係ではない。では、企業会計における年金はどうなっているのだろうか。本研究では、卒業研究ゼミで退職給付会計を学んだ経験から、より深く企業年金に関して会計情報の側面から研究していく。

現行の退職給付会計が導入される以前は、決算日に退職したら退職金はいくらかを示す期末要支給額に基づき、これの一定額を退職給与引当金として決算書に計上していた。また、企業年金は掛金を費用に計上するだけで、企業年金制度で実際の年金資産の金額、および年金債務と比べて不足しているのか、あるいは十分なのかの情報は決算書のどこにも書かれていなかった。2001年に現行の退職給付会計が導入され、年金資産および年金債務の金額が把握されるとともに、さらに導入以前の会計処理ではわからなかった多額の隠れ債務が明らかとなった。

この退職給付に関する会計処理の中で、不確実性に伴うリスクに関する認識の問題は最大の論点の一つだと考えられる。認識の一つの方法である遅延認識は、退職給付債務と年金資産の残高から算出される積み立て不足について、一定の期間内で毎期定期的に費用と負債を認識していく方法であり、わが国の退職給付会計の大きな特徴の一つである。

一方、イギリスの会計基準設定団体が、発生した時点で一括費用処理する即時認識を提案・基準化した。今後、わが国でも即時認識のみが基準化されるかもしれない。では、遅延認識と即時認識でどのような相違があるのか。本研究では、認識の問題を主な論点とし、退職給付会計の方向性について検討してみたい。

1. 退職給付会計導入の前後と問題の所在

わが国の会計基準の国際的調和化を目的とした相次ぐ会計基準の改訂を意味する会計ビッグバンの一環として、退職金の会計処理に国際標準が導入された。2001年3月期から「退職給付に係る会計基準」が適用された。この会計基準は、退職給与引当金を計上していた退職一時金制度、および企業外部に掛金を拠出していた企業年金制度を対象としている。この基準により、同じ測定方法によって退職給付債務を計算し、そこから年金資産を控除した額を貸借対照表に退職給付引当金として計上することになった。さらに退職給付引当金の内訳や計算方法など多くの情報を決算書に開示することとなり、企業間の比較が可能になった。

ここで、企業年金制度の現状を見てみよう。長い間、企業年金の年金債務の計算では、予定利率 5.5%で割引計算していたため、実質的に債務が過少に評価されていた。また、企業年金の年金資産は簿価で報告されていた。簿価とは帳簿価額のことである。退職給付会計制度によって、年金資産を時価で評価することになり大幅な不足も明らかとなった。時価とは市場で成立している市場価格のことである。時価は市場でその時々が決まる資産価値であり、時価と簿価とは差額が生じる。退職給付会計導入当時では、時価の採用により年金資産の不足額は 60 兆から 100 兆にも上るといわれた。

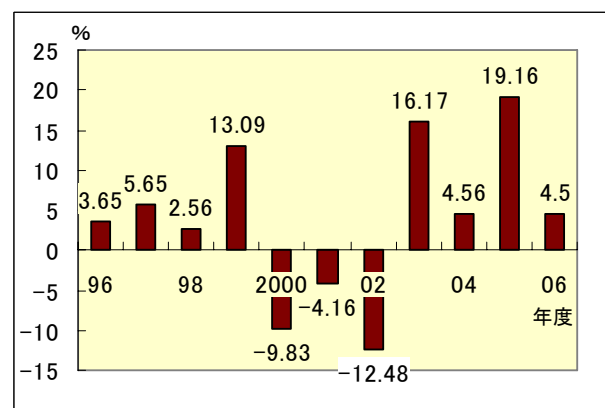


図 1: 時価ベースでの運用利回りの推移
(出典)企業年金連合会「資産運用実態調査の結果と資産運用に関する統計資料」より【時価ベース運用利回りの推移】

図 1は、各年度の時価ベースでの運用利回りの推移

¹ 2003年度までは厚生年金基金、2004年度以降は確定給付企業年金のうち、制度移行後 1年以上経過し、かつ、

を示している。株式の下落や債券の運用環境が芳しくなかったため、2000年から2002年度にかけて年金資産は大幅な下落を記録した。このことは、当初の運用益を獲得できなかったことを意味し、積立不足が深刻となったことが予想される。結果として、企業の財務諸表本体(当期純利益)へ無視できない影響があったと考えられる。本稿ではその積立不足分に関する会計処理について考察する。

2. 退職給付会計の算定方法

退職給付とは退職時に一時金として支払う退職一時金及び退職後に年金をして支払う退職年金である。退職給付会計は従業員の退職給付の会計処理を対象としている。

退職給付の性格に関して、賃金後払説、功績報償説及び生活保障説の考え方がある。退職一時金と退職年金は、支給方法が一括払と分割払に分かれ、積立方法は社内と外部と異なる。ただし、いずれも基本的に労働協約等に基づいて従業員が提供した労働の対価として支払われる賃金の後払いである。このように、退職給付は基本的に勤務期間を通じた労働の提供に伴い発生すると捉えられる。すなわち退職給付は、その発生が当期以前の事象に起因する将来の特定の費用的支出である。また、当期の負担に属すべき退職給付の金額は、その支出の事実ではなく、その支出の原因・効果の帰属期間に基づいて費用として認識する²。

退職給付会計では、まず①退職給付債務および勤務費用を算定する。

次に、②年金資産の公正な評価額を算定し、積立状況を把握する。退職給付会計においては、会計上の発生主義と合致した財政方式を予測単位積増(つみまし)方式といい、その財政方式を用いてコスト配分を行っている。積立状況とは、同じ方式に基づいて算定された退職給付債務と年金資産の公正な評価額との差額で、不足や超過のファンディングステータス(積立状況)を表わす。

そして③会計上の認識対象となる未認識項目の償却費を含めた退職給付費用を算定する。一つの方法である遅延認識は退職給付債務と年金資産から構成している残高について、一定の期間内で每期規則的に費用、負債を認識していく方法である。

最後に④退職給付費用の計上とキャッシュアウト項目に係る退職給付引当金の取崩しによって、退職給付引当

金残高を確定する。

以上のステップによって、費用や負債を算定する。退職給付会計では、貸借対照表上の科目である退職引当金及び損益計算書上の科目である退職給付費用に計算結果が集約されている。

3. 二つの認識方法

年金会計において、過去勤務債務や数理計算上の差異を貸借対照表・損益計算書に反映する方法に、遅延認識と即時認識の二つの方法がある。

会計理論としては、遅延認識は伝統的な近代会計理論における費用・収益対応を重視した損益計算書中心の会計と結びついている。即時認識は、現代会計理論における資産・負債を重視した貸借対照表中心の会計と結びついていると考えられる³。

一方、年金財務においては、諸仮定の設定に関連して長期的アプローチと短期的アプローチという考え方があり。前者は数理的アプローチともいわれ年金制度の特徴である長期性に着目して、諸仮定(基礎率)は短期的には見直されていない。これに対し、後者は時価アプローチともいわれ現在の市場価格をベースに諸仮定は短期的に変更される。

従来、わが国の退職給付会計基準だけでなく国際会計基準において、短期的アプローチを採用してきたと考えられる。短期的アプローチでは、市場価格のボラティリティ⁴が年金資産や債務額の計算に直接的に反映される結果、数理計算上の差異に対して遅延認識という会計手法を採用することによって、財務諸表を市場価格のボラティリティから開放してきたと考えられる。

3-1. 遅延認識の場合

遅延認識は、会計数値の平準化(ボラティリティの緩和)を目的として、不確実性に伴って発生する損益を財務諸表上に段階的かつ部分的に認識させていく方法である。

わが国では「重要性基準」が加えられた遅延認識が、また国際会計基準では「回廊アプローチ」による遅延認識が適用される。回廊アプローチは、未認識数理計算上の差異が、①期首退職給付債務額の10%と、②期首年金資産額の10%のいずれか大きい方の金額を超過する場合に、その一部を費用または利益として認識する方法

決算月が3月の制度を対象とした。2005年度以降は適格退職年金を含んでいる。

² 「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」

³ 堤(1991)、第一章。

⁴ 株価などの変動率の大きさを示す。「ボラティリティが高い」といえば、値動きの乱高下が激しくなっている様子を指す。

である⁵。

まず、当年度末の退職給付債務と年金資産は、拠出額を給付額が加減され、次のように計算される。①当年度(×2/1/1～×2/12/31)の勤務費用、拠出額および給付額はいずれも 10,000 円であった。②前年度末に重要な変動(安全性の高い長期債権利回りの大幅な下落)が生じたので、割引率を 3%から 1%に変更した。その割引率を用いて前年度末の退職給付債務を再計算すると 12,300 円となった。よって、数理計算上の差異が 2,000 円(=12,300 円-10,300 円)発生した。③前年度末の年金資産の公正な評価額は期待値を下回り 9,300 円となった。よって、数理計算上の差異が 1,000 円(=10,300 円-9,300 円)発生した。④前年度末に発生した数理計算上の差異 3,000 円(=2,000 円+1,000 円)は、当期から、平均残存勤務期間 10 年で定額償却する。

退職給付債務			
給付額	10,000	期首残高	12,300
期末残高	12,423	勤務費用	10,000
		利息費用	123
	<u>22,423</u>		<u>22,423</u>
年金資産			
期首残高	9,300	給付額	10,000
運用収益	279	期末残高	9,579
拠出額	10,000		
	<u>19,579</u>		<u>19,579</u>

(注) 退職給付債務期間残高:12,300 円
 利息費用:123 円(=退職給付債務期首残高 12,300 円×割引率 1%)
 年金資産期首残高:9,300 円
 期待運用収益:279 円(=年金資産期首残高 9,300 円×期待運用収益率 3%)
 よって、退職給付費用と退職給付引当金は次のように計算される。

退職給付費用			
勤務費用	10,000	期待運用収益	279
利息費用	123	損益	10,144
数理計算上	300		
当期認識額	<u>10,423</u>		<u>10,423</u>

(注) 数理計算上の差異当期認識額:300 円(=3,000 円/10 年)

退職給付引当金			
年金資産	9,579	期首残高	0
未認識数理計算上の差	2,700	退職給付債務	12,423
期末残高	<u>144</u>		
	<u>12,423</u>		<u>12,423</u>

(注) 未認識数理計算上の差異:2,700 円(=3,000 円-

当期認識額 300 円)

期首残高:0 円([参照]期末残高より)

以上より、当年度の仕訳、損益計算書および貸借対照表は次のようになる。

損益計算書①			
x2/1/1～x2/12/31			
諸費用	100,000	諸収益	200,000
退職給付費用	10,144		
当期純利益	<u>89,856</u>		
	<u>200,000</u>		<u>200,000</u>

(注) 諸収益は 20,000 円、諸費用は 10,000 円(いずれも現金取引)とする。

貸借対照表①			
x2/12/31			
現金	690,000	諸負債	500,000
諸資産	400,000	退職給付引当金	144
		資本金	500,000
		未処分利益	89,856
	<u>1,090,000</u>		<u>1,090,000</u>

ここで、退職給付引当金 144 円は、期首時点の積立不足額 3000 円のうち当期認識額 300 円、利息費用の増加額△186 円(=12,300×1%-10,300×3%)および運用収益の減少額 30 円(=9,300×3%-10,300×3%)の合計額である。それは、期末時点の積立不足額 2,844 円(=退職給付債務期末残高 12,423 円-年金資産期末残高 9,579 円)を示しているわけではない。配分過程の残余を示しているにすぎないといわれることさえある⁶。

3-2. 即時認識の場合

前節の積立不足額 2,844 円を全額費用処理つまり即時認識すれば、どのように記録されるか。まず、次の仕訳が考えられる。

(借)退職給付費用	12,844	(貸)退職給付引当金	12,844
(借)退職給付引当金	10,000	(貸)現金	10,000

この場合、退職給付引当金は積立不足額を示すことになる。しかし、退職給付費用のボラティリティが増幅するという深刻な問題が発生する。それは設例の条件より、勤務費用は每期同額であるにもかかわらず、環境の変化(長期債権利回りの下落)によって、費用額が 2,700 円(=12,844 円-10,144 円)変動する。

コントロールできない外部要因は、運・不運に起因する予測変化を意味する。予測どおりに発生した費用 9,844 円(=10,000 円-156 円)と予期できなかった損失 3,000 円とに区別して会計処理方法が理論上考えられる⁷。

このような考え方に基づくのが、次の仕訳と財務諸表

⁶ FAS87 号、第 147 項参照。

⁷ 以下、角ヶ谷 (2004)、p.240 参考。

⁵ IAS19 号、第 92 項。

である。

(借)退職給付費用	9,844	(貸)退職給付	
数理計算上の損益	3,000	引当金	12,844
(借)退職給付		(貸)現金	10,000
引当金	10,000		

x2/1/1~x2/12/31	
諸費用	100,000
退職給付費用	9,844
当期純利益	90,156
	<u>200,000</u>
諸収益	200,000
	<u>200,000</u>

x2/12/31	
現金	690,000
諸資産	400,000
	<u>1,090,000</u>
諸負債	500,000
退職給付引当	2,844
資本金	500,000
数理計算上の	
損益	-3,000
未処分利益	90,156
	<u>1,090,000</u>

損益計算書②は、期首時点の予測改訂差異△156 円(利息費用の増加額 186 円と運用収益の減少額 30 円)の影響を除けば、確実性を前提して作られた損益計算書と何ら変わらない。労働提供や拠出・給付といった内部要因だけが損益計算書に反映され、基礎率の変動など運・不運に起因する外部起因は貸借対照表上で認識されているからである。しかも、この方法によれば、退職給付引当金が負債の尺度(積立不足額)を示すことになる。

以上がイギリスの「公開草案」および FRS17 号における会計処理の要点である。しかし、即時認識処理は現行の退職給付会計とは異なる論理に依拠せざるを得ないので、その是非は慎重に判断しなければならない。

4. 結び

近年、遅延認識に代えて即時認識を適用する方向に進んでいる。しかしこのような方向性に関しては危惧の念を拭い去ることはできない。この点を明らかにするために、退職給付引当金とキャッシュ・アウトフローとの関係について確認する。

遅延認識による退職給付引当金 144 円(貸借対照表①参照)は、キャッシュ・アウトフローと結びついている。当該差額は、会計上の費用額(10,144 円)と、実際のキャッシュ・アウトフローである年金財政上の拠出額(10,000 円)との認識上の違いにすぎず、拠出額が段階的かつ部分的に調整される過程で確実に解消されるべきものである。

もう一方、即時認識による退職給付引当金 2,844 円は、実際のキャッシュ・アウトフローとは結びついていない。こ

れは、期末時点の最善の予測数値を意味することとまる。よって、「会計の基礎には収入、支出があり、その収支を期間に配分するために貸借対照表が存在している」ことから判断すれば、即時認識による退職給付引当金 2,844 円には貸借対照表能力が認められるべきではないといえる。

即時認識の論拠は、「法的エンティティ(存在)概念」からかけ離れた「経済的エンティティ概念」(年金基金が保有する資産・負債を、子会社が保有する資産・負債と考えて、事業主の資産・負債を合算する考え方)に求めざるを得ない。仮に、即時認識による数理計算上の差異を資本の部に認識するとする。この場合、現行の配当規制を前提とする限り、情報提供の観点(経済的エンティティ概念)からオンバランスしたところで、利益分配の観点(法的エンティティ概念)からは再び当該損益を調整しなければならなくなる。その意味で貸借対照表の資本の部の複雑化は免れ得ない。

欧米における遅延認識から即時認識への移行の流れは、年金会計における長期的アプローチ(保険数理的アプローチ)から、短期的アプローチ(時価アプローチ)へのより明確な変化と捉えるべきである。イギリスの会計基準設定団体が、発生した時点で一括費用処理する即時認識を提案・基準化し、国際会計基準もそれに歩調を合わせる形で、動きつつある。流れは即時認識する方向に向かっていることを認めざるを得ず、今後のわが国の会計基準の動向に注目したい。

今後、本研究では述べなかった、受け取る側から見た場合の退職給付会計の認識の違いが、どう影響するかが、研究課題として挙げられる。実際受け取れる金額はいくらか、途中退職時はどうなるのかなどいくつかも検討される。

主要参考文献

- 井上雅彦『キーワードでわかる退職給付会計』財務研究会出版局、2004 年。
- 角ヶ谷典幸「退職給付会計論」新田忠誓編著『大学院学生と学部卒業論文テーマ設定のための財務会計論・簿記論入門[第 2 版]』白桃書房、2004 年。
- 小泉小夜子『退職給付会計の知識』日経文庫、2006 年。
- 小澤元秀「変革する企業年金の会計-遅延認識問題を中心に(特集 年金債務のあり方と退職給付会計基準)『みずほ年金レポート』68 号、pp.22-34
- 須田一幸『財務会計の機能』白桃書房、2000 年。
- 堤 一浩『現代年金会計論』森山書店、1991 年。